

# 第1章

## 湯河原町次世代育成支援 行動計画について

- 1 計画の目的・背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 基本理念
- 5 計画の基本的な視点





## 1 計画の目的・背景

我が国の少子化は年々進み、社会経済をはじめ、様々な面に重大な影響を与えることが懸念されています。

少子・高齢化の急速な進展は、本町においても同様で、人口に占める高齢者割合の増加と、出生率低下による年少人口の減少が進んでいます。この結果、生産年齢人口の減少も進んでいます。

また、平成13年策定の「湯河原2001プラン」にも基本目標として「少子高齢化に対応した、安心できる保健・福祉の仕組みをつくる」をはじめ、国際化・情報化に対応した人材の育成、共生の地域社会の形成等があげられ、子育て支援体制の充実が志向されています。

少子化の流れを変えるため、これまでに国や自治体において、種々の施策を推進してきましたが、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体、常時雇用者が300人を超える事業主及び特定事業主に、平成16年度までに次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務づけられ、同月成立した「少子化社会対策基本法」とともに、新たに少子化対策に取り組むこととなりました。

この計画を策定するにあたり、町民を対象とした「湯河原町次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」を平成16年1月に実施しました。この結果1,925人の方からご回答をいただきました。

その内容から、「子どもを生み育てること」について、今の社会は十分に評価していないと感じていること、「子どもを生み育てること」についての不安や負担感があること、理想的な子どもの数より持つつもりの子どもの数が平均0.4~0.5人少ないこと等がうかがえます。このような背景から、各種保育サービスの見直しも必要と考えられます。

子どもを生むことは個人の意思を尊重すべき問題ですが、上記のような状況を踏まえ、子どもを生みたい人が、安心して子どもを生み育てられる地域づくりをめざし、さらに家庭その他の場において子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように、計画を取りまとめました。



## 2 計画の位置づけ

「湯河原町次世代育成支援行動計画」は、急速な少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために制定された「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の内容を踏まえるとともに、「湯河原 2001 プラン」と整合性を保ち、今後の湯河原町の少子化対策・子育て支援を推進するためのものです。

## 3 計画の期間

この計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法 8 条第 1 項に基づく湯河原町の行動計画です。計画期間は、前期 5 年間として、平成 17 年度から 21 年度となります。

なお、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況等に迅速に対応していくために、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

この計画終了後、後期として平成 22 年度から 26 年度の計画を策定します。



幼児期家庭教育学級



## 4 基本理念

### 自然とやさしさの中で

### 健やかに子どもが育つまち

平成13年策定の「湯河原町2001プラン」の5つの基本目標のうち、当計画に関連するものとして以下があげられています。

自然環境を保全し、安全で快適な生活環境を実現する  
少子高齢化に対応した、安心できる保健・福祉の仕組みをつくる  
国際化・情報化に対応した人材を育成し、共生の地域社会をつくる  
なお、以下の2つで5つの目標とされます。  
町全体の魅力を高め、産業の活性化を図る  
地方分権に対応した行政組織へ変革し、住民自治を充実する

上記の目標・理念を引継ぎ

« **自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つまち** » を基本理念とします。

「やさしさ」には

人と接するときの相手への配慮  
人のふれあい・交流  
すべての子どもの権利の保障  
子どもの幸せを第一に考える  
子どもの健全育成  
子育てサービスのニーズの多様化対応  
社会全体・地域での子育てへの取組  
すべての子どもと家庭への支援  
等の意味・意図を含みます。

「健やか」は

丈夫、健康、しっかりしている様ですが、  
母子保健対応  
医療体制の整備  
教育環境の整備  
等の意味・意図を含みます。





## 5 計画の基本的な視点

基本理念を受けて、8つの基本的な視点を定めました。

### (1) 子どもの視点

「児童の権利に関する条約」に基づき、すべての子どもは、生存、保護、発達、参加という包括的権利が保障されています。これらを踏まえ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組をします。

### (2) 次代の親づくりという視点

長期的な視野に立った子どもの健全育成をめざします。

### (3) サービス利用者の視点

多様化する個別のニーズに柔軟に対応できるよう、総合的な取組をめざします。

### (4) 社会全体による支援の視点

国や地方公共団体、企業や地域社会など、社会全体での取組をめざします。

### (5) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立や子育ての孤立化問題など、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

### (6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、地域の高齢者、民間事業者、自然環境、伝統文化等の社会資源、保育所・学校施設など、既存公共施設等の十分かつ効果的な活用を図ります。

### (7) サービスの質の視点

人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を推進します。

### (8) 地域特性の視点

湯河原町の地域の特性に沿った施策を推進します。